

# 「C I S T E C 2 0 0 7 年米国政府及び産業界との対話」報告書

国際関係専門委員会・国際交流分科会

CISTEC 国際関係専門委員会・国際交流分科会「米国政府及び産業界との対話」は、輸出管理の国際的ハーモナイゼーションと適正化を目指し、日米共通の輸出管理課題に関し米国の政府機関・産業界との連携を構築すると共に再輸出規制問題についての理解を得るために、主要政府機関及び産業団体・企業との意見交換を実施したので、結果を報告する。

## 目次

	頁
I. はじめに	2
II. 主要調査結果	4
1. 商務省に対する「域外適用の撤廃及び ECCN 通知の法的義務化」の要請	4
2. 米国の規制動向	6
3. 米産業界の動向（主要企業の輸出管理活動状況を含む）	16
III. 個別事項	21
1. 商務省産業安全保障局（B I S）	21
2. 財務省海外資産管理局（O F A C）	31
3. 国務省国防貿易管理局（D D T C）	37
4. 国防総省技術安全保障局（D T S A）	41
5. 防衛分析研究所（I D A）	46
6. 全米製造業者協会（N A M）	50
7. 米国電子協会（A e A）	56
8. 米国輸出入協会（A A E I）	65
9. モントレー研究所（C N S）	68
10. インテル社（I N T E L C O R P O R A T I O N）	71
11. ボーイング社（T H E B O E I N G C O M P A N Y）	77
12. アイ・ビー・エム社（I B M）	81
IV. 所感	85
V. 本報告書で使用した主な略号一覧	88

## 添付資料：

1. 別紙 1 商務省 BIS の Mancuso 次官宛 CISTEC 要望書
2. 別紙 2 「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」原文(一部抜粋)

## I. はじめに

今回の「CISTEC2007 年米国政府及び産業界との対話」デリゲーションの訪問先、期間及び出張者を以下に記す。

[訪問先] :

- 商務省産業安全保障局 BIS (Bureau of Industry and Security, DOC)
- 財務省海外資産管理局 OFAC (Office of Foreign Assets Control, DOT)
- 國務省国防貿易管理局 DDTCA (Directorate of Defense Trade Controls, DOS)
- 国防総省技術安全保障局 DTSA (Defense Technology Security Administration, DOD)
- 防衛分析研究所 IDA (Institute for Defense Analyses)
- 全米製造業者協会 NAM (National Association of Manufacturers)
- 米国電子協会 AeA
- 米国輸出入協会 AAEI (American Association of Exporters and Importers)
- モントレー研究所 CNS (The Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies)
- インテル社(Intel Corporation)
- ボーイング社(The Boeing Company)
- アイ・ビー・エム社 (IBM)

[期間] : 2007年11月8日(木) ~ 16日(金) 計9日間

[出張者] :

国際関係専門委員会委員長・海外法制度分科会主査・デリゲーション団長  
清水 正幸 (株)東芝 輸出管理部主監

国際関係専門委員会副委員長・国際交流分科会主査・デリゲーション副団長  
高野 順一 (三井物産株) 安全保障貿易管理室長

国際関係専門委員会副委員長・海外法制度分科会主査  
青井 保 (三菱電機株) 輸出管理部 専任

国際交流分科会副主査  
川野辺 幸夫 (東レ株) 安全保障貿易管理部長

海外法制度分科会・米国輸出管理制度調査グループリーダー  
田上 靖 (日立製作所) 輸出管理本部管理部主管

国際交流分科会委員  
福井 誠司 (日本電気株) 貿易審査部マネージャー

国際交流分科会委員

藤本 修

(富士通㈱ 安全保障輸出管理本部業務監査室長)

国際交流分科会委員

小林 雄治

(丸紅㈱ 特定貿易管理室長)

国際交流分科会委員

利光 尚

(三菱商事㈱ 業務部安全保障貿易管理室長)

海外法制度分科会委員

高澤 信子

(日本ムーグ㈱ シニアコントラクトアドミニストレーター)

C I S T E C

押田 努

(CISTEC 専務理事)

桜沢 清高

(CISTEC 主任研究員：事務局)

### III. 個別事項

#### III. 1. 商務省産業安全保障局 (B I S)

[面会者] :

- Mr. Mario Mancuso, Under Secretary of Commerce for Industry and Security
- Mr. Matthew S. Borman, Deputy Assistant Secretary for Export Administration
- Mr. Bernard Kritzer, Director, Office of National Security and Technology Transfer Controls
- Ms. Michael E. Rithmire, Chairman, End-User Review Committee
- Ms. Hillary Hess, Director, Regulatory Policy Division
- Ms. Patricia L. Muldonian, Senior Policy Analyst
- Ms. Joanna M. Gordon, U.S. Department of Commerce Office of the Assistant Secretary for Export Administration Bureau of Industry and Security

[日 時] : 11月15日(木) 16:00~17:30

[場 所] : 商務省産業安全保障局会議室

14<sup>th</sup> and Pennsylvania Ave., NW Washington DC 20230

[提供資料] : ① 「Meeting between BIS & CISTEC」

- ② Letter to Mr. Mario Mancuso 「CISTEC's Requests to BIS on the US Reexport Controls」
- ③ 「Topics which CISTEC delegation would like to study from BIS」
- ④ 「Statement of Understanding on Control of Non-Listed Dual-Use Items」
- ⑤ 「The Coalition for Security and Competitiveness Recommendations

for Modernizing Export Controls on Dual-Use Items」

[受領資料]：特になし

### III. 1. 1. Mancuso 次官挨拶

CISTEC は非常に重要な組織であると認識しており、CISTEC と輸出管理についてのディスカッションをすることは有意義である。また、経済産業省を含め、同盟国である日本と輸出管理その他の問題につき協働することを重要視している。我々は、米国再輸出規制に関する日本産業界の懸念及び要望を認識しており、日米双方にとって出来る限り満足のいく結論に達することを望んでいる。

私は来月(12月)に日本を訪問する予定であり、その際、経済産業省等日本政府のみならず、日本の産業界とも面会したい。というのは、それぞれとの関係はいずれも重要だからである。概して、日米は輸出管理について共通の見解を有しております、また、中国軍の近代化について懸念を共有するものであるが、その具体的な実施・対応策については、合理的な相違がある。これらの点につき、我々は、重要なパートナーである日本の経済産業省との協働を今後も続ける予定であるし、日本産業界の意見も十分に学びたいと考えている。

### III. 1. 2. CISTEC 押田専務理事挨拶及び CISTEC 紹介

CISTEC 米国訪問団の受け入れに感謝している。CISTEC は 1989 年 4 月に設立された非営利・非政府団体であり、日本の政府と産業界の間に立って、日本企業に対する様々な輸出管理についての支援(セミナー実施、解説書の発行、個別相談の受付等)を行っている。現在、約 310 の企業が CISTEC に加盟している。本日は、米国輸出管理についての最新の情報を教えて頂きたい。

### III. 1. 3. 商務省に対する「域外適用の撤廃及び ECCN 通知の法的義務化」の要請

#### (1) CISTEC 専務理事名での要望書を提出

今回 CISTEC 専務理事名で、商務省 BIS の Mancuso 次官宛に以下の内容を記載した要望書を提出した。

- ①日本を含む、国際レジームに参加し、輸出管理法令・体制を適切に整備している国に対する米国輸出管理法令の域外適用を除外願いたい。もしくは、「競争力及び国家安全保障のための企業連合」(The Coalition for Security and Competitiveness) がブッシュ大統領に宛てた要望書に記載しているように、これらの国からの再輸出について許可を免除する新しい許可例外を制定していただきたい。
- ②上記(1)の実現に先立つ措置として米国からの輸出者に対し、輸出先へのECCN通知の法的義務化を至急実現願いたい。これは、ウェブサイトで公開されている「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」において日本政府からも要望されている。

その主な根拠は以下のとおりである。

- a) 米国品目を輸入している非米国企業がEARの再輸出規制を的確に遵守するためには、当該品目のECCN情報を輸出者である米国企業から提供してもらうことが不可欠であるが、EARでは輸出者によるECCN情報の通知が法的に義務付けられていないため、米国企業がその連絡をしてくれない場合が多い。
- b) BISはECCN判定の相談を受けたら回答義務を負うのであるから、米国企業は自社の輸出製品につきECCN判定に迷ったらBISに相談すれば良く、従ってECCN通知を法的義務としても、米国輸出者に過大な負担は生じないはず。

③これら要望の背景は以下のとおりである。

- a) EARを遵守するために、日本企業は従業員への教育等に時間とコストをかけている。主要企業に確認したところ、輸出管理にかかる全コストの10%から30%が米国再輸出規制への対応に費やされている。
- b) 日本企業を含む非米国企業は、上記時間やコストを削減するため、もしくはEARによる制裁のリスクを避けるため、米国原産品目の購入や採用を避けることがかなりあり、また、米国原産品目の再輸出ビジネスを諦めるケースもある。
- c) CISTEC や日本機械輸出組合は、日本企業のEARについての知識・理解力の向上を目指し、ガイドンス、制裁事例、質疑応答集等の参考書を発行している。また、CISTECは日本企業向けにEARに関するセミナーや講義を開催している。

④ 上記 b) に示す米国原産品目の購入や採用回避の 3 つの実例を要望書に添付。

#### (2) CISTEC 要望書の趣旨・内容の説明及び補足(CISTEC)

前回BIS訪問(2005年11月)の際、ECCN通知の法的義務化の要望については米国企業の反対が強いことが実現の障害になっている旨のコメントがあったので、今回は主要な産業団体との会合で、事前にこの要望の趣旨・内容を説明し、理解を求めた。具体的には、まず、10月31日に全米製造業者協会(NAM)のEngler会長等とCISTECにおいて輸出管理についての会合を持った際に、ECCN通知の法的義務化の要望を説明した。その翌日にNAMのウェブサイトにおいて、同会長の「CISTECとの会合は大変有意義であった。CISTECは輸出管理についての同盟者(Ally)である」との好意的なコメントを掲載頂いた。

さらに、今回のNAMやAeA等との会合においても、ECCN通知の法的義務化の趣旨・内容を説明し、一定の理解を得た。ただし、ECCNを日常的に適切に判定している大企業と異なり、中小企業の多くは輸出管理の理解・対応が十分でなく、そのため、ECCN通知の法的義務化に難色を示しているとのことであり、この点に対する対応が今後の課題であると認識している。

#### (3) Borman副次官補コメント

##### ①ECCN 通知の法的義務化の要望について

CISTECによる ECCN 通知の法的義務化の要望についてはよく理解しており、これま

で BIS 内で十分に検討し、その実現対応につき努力してきた。しかしながら、Technical Advisory Committee(TAC)等の場で米国産業界の意見を聞いたところ、ECCN 通知の法的義務化には否定的であった。というのは、米国産業界は、ECCN 通知の法的義務化により、誤った ECCN を通知した場合に法的責任(Liability)を負うことを見越してはいるからである。その意味で、今回、CISTEC が NAM や AeA 等において、ECCN 通知の法的義務化の要望内容・理由を説明し、一定の理解を得たとのことは興味深い。CISTEC 要望書に添付の米国原産製品回避・代替実例を利用して、さらに、米国産業界と協議するようとする。

### ②BIS のウェブサイトでの ECCN の公開

ECCN 判定請求フォームに、BIS のウェブサイトで ECCN を公開することの可否を申請者に尋ねるための記入欄を設け、その同意が得られた場合にその企業名・製品名と共に ECCN を公開することを予定している。これによって CISTEC の要望を BIS が無視しようとしているわけではないことをご理解いただきたい。また引き続き、ECCN 通知の法的義務化の可否も併せて検討していく。

なお、EAR 全般についての企業からの質問に対する BIS 回答(Advisory Opinion)については、既に、その一部を BIS のウェブサイトで公開している。この Advisory Opinion の場合は、企業名及び企業名を特定出来る情報は削除した上で公開しているので、その公開につき企業の同意を得ることはしない。

### ③全国際レジーム参加国への EAR 域外適用の除外又は許可例外新設の要望について

この要望については、既に、EAR の許可例外制度にかなり反映されている。すなわち、国際レジーム参加国向けの輸出・再輸出については、EAR 上、種々の許可例外が認められている。また、何を規制しているかという観点のみならず、どのように規制しているかという観点も重要。すなわち、特定国向けの輸出についての規制方針・方法が米国と共通していれば、その国からの再輸出につき許可例外等を認めやすくなる。

例えば、日米は中国への輸出について同一の見解を有している。すなわち、日米共に、中国への輸出については、中国の民生エンド・ユーザーへの輸出は促進することが重要であると考えており、他方、中国の急激な軍の近代化が日米共通の懸念事由であるといえる。

また、後述のVEU制度の新設は、信頼出来るエンド・ユーザーを具体的に示すものであり、他方、Entity List 対象範囲の拡大は、懸念のあるエンド・ユーザーをより明確に示そうとするものである。いずれも、EARの規制の合理化を図るもの。

## III. 1. 4. 米国の对中国軍事エンドユース規制

### (1) 米国の对中国軍事エンドユース規制とワッセナー・アレンジメントの関係

#### ①CISTECのBISへの質問

对中国軍事エンドユース規制を公布した2007年6月19日付Federal Register(Vol. 72, No. 117)のP33648における商務省BISのコメント及びワッセナー・アレンジメント(WA)の2003年合意書("Statement of Understanding on Control of Non-Listed Dual-Use Items")の双方を引用して、对中国軍事エンドユース規制とWAの関係についての米国の見解を質問した。

【2007年6月19日付米国Federal Registerコメント原文】

"The United States is committed to maintaining and implementing trade controls decided on a multilateral basis with like minded countries, such as other member countries of the Wassenaar Arrangement. To that end, this rule is consistent with U.S. commitments as a Participating State in the Wassenaar Arrangement.

The revisions made by this final rule are intended to align U.S. export controls with overall U.S. national security and foreign policy interests, consistent with our multilateral commitments but also recognizing the unique nature of U.S. military and security interests in the Asia-Pacific region."

【上記引用コメントの和訳】

「米国は、多国間で取り決められた貿易管理につき、立場を同じくする国(ワッセナー・アレンジメント(WA)の他の加盟国等)と共に、その維持及び実施を確約している。このような趣旨・目的において、米国の对中国軍事エンドユース規制はWAの加盟国としての米国の確約に整合している。

对中国軍事エンドユース規制によるEARの改訂は、米国輸出管理を全体的な国家安全保障及び外交政策に適合させることを意図するものであり、かつ、多国間の取り決めについての米国の確約に整合するが、他方、アジア・太平洋地域における米国の軍事上及び安全保障上の利益についての独自の性質をも反映するものである。」

②Borman 副次官補回答

WAは米国の对中国軍事エンドユース規制の起源であり、当該規制はWAに基づくものである。

その理由は以下の通り。

- a) 米国は1989年以降、对中国武器禁輸を実施している。
- b) 中国は、少なくともEUの地域的武器禁輸国である。(米国はEU加盟国ではなく、EUによる武器禁輸の拘束を受けないが、上記のように米国自体が对中国武器禁輸を実施しており、米国はEUの对中国武器禁輸を潜脱・否定(Undercut)している。)

また、軍事エンドユース規制は、武器禁輸対象国がデュアル・ユース品目(汎用品

目)を入手・利用して武器を製造して武器禁輸規制を潜脱することの防止に役立つ。

(2) 対中国軍事エンドユース規制対象国

①CISTECのBISへの質問

米国の軍事エンドユース規制の対象国を中国以外の国々に拡大する予定はあるかどうかを質問。

②Borman 副次官補回答

軍事エンドユース規制を中国以外の武器禁輸国につき拡大するべきかどうか現在検討している。ただし、イラン、キューバ等米国の完全禁輸国(Fully Embargoed Country)については、全製品の輸出につき許可が必要になるので、軍事エンドユース規制を導入する必要はない。武器禁輸国であるが米国完全禁輸国ではない国につき、軍事エンドユース規制を導入する実質的な必要性を検討しているが、多くの国については必要ないものと思われる。

### III. 1. 5. 認証エンドユーザー(VEU: Validated End User)

①VEUとして公表された企業・団体向には、大量破壊兵器用途、軍事用途でないこと、BISの立入り調査を受け入れる等の条件の下に、一定のECCN規制品目を許可なく輸出・再輸出できる。

②先月(10月)、中国の5社をVEUとして公表した。これら5社への輸出総額は、許可を要する中国への輸出総額の約20%を占めるものであり、VEU制度は非常に大きな意義を有する。

③先月(10月)にVEU認定制度をインドの企業・団体にも拡大する旨のEAR改正を行った。ただし、まだ認定申請が出されていないので、インドにおけるVEUの具体的な企業・団体名の公表は2008年になる見込み。

④VEU認定制度をまず中国及びインドから始めた理由は、大きな市場であるにもかかわらず、EAR上これらの国向けの輸出・再輸出をかなり厳格に規制しているためである。市場規模が大きいその他の国々については既に種々の許可例外を設けている。VEU認定制度を両国以外の国々にも拡大すべきかどうかは現在検討中である。

### III. 1. 6. Entity Listの対象の拡大

(1) 内容

EARを改正し、Entity Listの掲載対象者を拡大する。テロ行為に関与した者、テロ支援国の軍事能力の向上に貢献した者、米国の国家安全保障又は外交政策に反する通常兵器の拡散を行った者、EAR違反リスクのある行為に関与した者等もリストに掲載出来るようにし、掲載者へEAR対象品目を輸出・再輸出する場合は許可要とする。4-6週間以内にEARを改正し、追加掲載者を公表する予定である。

(2) 意義

- ①上記の拡大により、懸念のある企業・団体をより具体的に把握出来るようになる。
- ②現在、EARのPart736付則2に規定されているGeneral Orderによって指定された企業へのEAR対象品目を輸出・再輸出する場合に許可が必要であるが、このGeneral Orderを知らない企業がかなりある。このEAR改正により、これらの企業・団体を全てEntity Listに掲載出来るようになり、同 Orderをチェックする必要がなくなる。従って企業の負担を軽減出来ることになる。

### III. 1. 7. De minimis rule

#### (1) CISTECのBISへの質問

CISTEC訪問団の前回のBISとの会合(2005年11月)において、EARを改訂し、(1)ソフトウェアをハードウェアに組み込んだ場合にも一定の要件の下でDe minimis ruleを適用できるようにすること、及び(2)米国原産ソフトウェアの非米国原産ソフトウェアへの組込みの場合につき、一定の場合に現在EARにより要求されているBISへのワンタイム・レポートの提出を不要とすることを検討している旨の説明があつた。この検討についての現在の状況を教えてもらいたい。

#### (2) Hess 部長回答

上記のEAR改訂案を作成済みであり、現在、BIS法務部門の弁護士によるチェックを受けている段階。それが終了したら、国防総省及び国務省に送付し、了解が得られれば、Interim Ruleとして公表する予定。(Interim Ruleの場合、Proposed Ruleの場合と違い、公表と同時に効力が生じる。)

#### (3) Borman副次官補回答

今から約2週間を目処に国防総省及び国務省に検討を依頼する。約3週間で回答が来るので、公表時期は最も早く5週間後となる。ただし、国防総省又は国務省から異論が出た場合は、公表が遅れることになる。

### III. 1. 8. テロ支援国に対する規制方針

#### (1) CISTECのBISへの質問

現在のテロ支援国に対する規制方針変更の意向を教えてもらいたい。

#### (2) Borman 副次官補回答

テロ支援国に対する規制緩和の予定はない。テロ支援国内、イラン、キューバ、スー丹は禁輸国(Subject to Embargo)であり、いかなる品目であっても米国からの輸出については許可が必要である。シリア、北朝鮮は準禁輸国(Subject to Near Embargo)であり、食料・医薬品を除き許可が必要であるが、現段階ではこれらの方針を変更する予定はない。

#### (3) Rithmire エンドユーザー検討委員会委員長補足

方針の変更ということではないが、国連安全保障理事会のイラン制裁を反映してEntity Listにイランの特定企業・団体を掲載した。これらに対しては米国以外から

再輸出する場合であっても全てのEAR対象品目につき、許可が必要としている。

(CISTEC) マスメディアにおいて、「米国は北朝鮮をテロ支援国認定から解除しようとしている。」という報道がなされているが、実際のところはどうか。

(Borman 副次官補) 6ヶ国協議において非常に多岐に渡る問題が討議されており、北朝鮮に対するテロ支援国認定を解除するためには、同国が多数のことを実施する必要がある。例えばリビアの場合、大量破壊兵器プログラムの廃棄、その宣言、国家方針の明確な変更等が必要であったため、テロ支援国認定解除の検討が始まつてから実際の解除までに数年間を要した。

### III. 1. 9. みなし輸出規制

#### (1) CISTECのBISへの質問

前回の会合(2005年11月)において、みなし輸出規制部門長よりみなし輸出に関する以下の2種類の許可類型についての説明を受けたが、これらについての現状を教えてもらいたい。

##### ①サイト・ライセンス:

特定技術の特定荷受人(consignee)への輸出・再輸出を認める個別許可の一種である。一つのサイト・ライセンスでカバーされる技術は特定の ECCN に限定されるが、荷受人企業内の外国籍従業員へのみなし再輸出が包括的に許容される。EAR にはサイト・ライセンスに関する明文規定はないが、2005 年 11 月までに、約 30 件発行している。

##### ②Special Intra-Company Transfer License (SIL)

これは、サイト・ライセンスの拡張類型であり、海外子会社相互間の技術移転・再輸出もカバーするもの。まだ検討中の段階であり、2005 年 11 月の段階においては実際に発行した例はない。

#### (2) Borman 副次官補回答

SILの実現を数年前に検討したが、他省庁の同意を得られなかつた。しかしながら、競争力及び国家安全保障のための企業連合(CSC)の要望書において、Intra Company Transfer(企業内移転)についての許可例外を認めるべき旨の要望がなされていることから、BISでも検討を再開した。既に、SIL/新許可例外(Intra-Company Transfer License Exception)の導入についてのEAR新規定案を作成しており、これから他の省庁との協議を行う予定。

このSIL/新許可例外は、適切な内部管理プログラムを有する米国及び海外の企業に付与するものであり、複数の海外子会社相互間の技術移転・再輸出のみならず、海外子会社の従業員が米国や他の国の子会社に行く場合に生じるみなし輸出、みなし再輸出についての包括的な許可も含む。

(CISTEC) 日本企業がシンガポールやマレーシア等の海外の子会社に再輸出する場合

にもSIL/新許可例外の適用を受けられると考えて良いか。

(Borman 副次官補) その企業が適切な内部管理プログラムを有するという BIS の認定を受ければ、許可例外の一種として適用出来る。ただし、定期的に監査を行う (Kritzer 部長補足) SIL/新許可例外は、技術、ソフトウェア及び貨物を対象とする。

### (3) Kritzer 部長回答

①サイト・ライセンスは既に多数発行しているが、具体的には以下の2類型がある。

- a) 米国企業の海外子会社への技術移転、各子会社におけるみなし再輸出、海外子会社の非米国籍従業員が米国企業に来た場合の米国内でのみなし輸出等につき、包括して(Consolidated)許可を付与するもの。
- b) 米国企業の海外におけるパートナー企業(非子会社)への技術開示につき、包括して許可を付与するもの。

②みなし輸出許可についての現状

#### a) みなし輸出許可付与件数

毎年、約1,000件のみなし輸出許可を付与。(その内訳は、中国国籍者向けが約600件、インド国籍者向けとロシア国籍者向けが併せて数百件、その他の少数の許可が欧州国籍者向け、イラン国籍者向け等。)

#### b) みなし輸出許可の主な対象技術

エレクトロニクス、コンピュータ、通信等の技術。

#### c) 許可、RWA、不許可の割合

みなし輸出許可申請件数全体の約87%が許可、約12%がRWA(Returned Without Action)(書類不備や申請不要等の理由による差し戻し)、約1%が不許可。(約1%という不許可の割合は過去5年間で特に変化はなく、輸出許可申請全体における不許可の割合よりも小さい。)

#### d) 不許可理由

外国籍者が、大量破壊兵器プログラムや通常兵器プログラムに関与するという疑わしい状況が存在する場合。

### ③みなし輸出規制諮問委員会(Deemed Export Advisory Committee)

#### a) 設立の背景

2004年3月に 商務省監察局(Office of Inspector General)が、みなし輸出の判断基準を国籍から出生地に変更すべき旨の勧告(Recommendations)を行ったので、2005年3月にBISとしてその勧告を受け入れる予定であることを公表したところ、多数の反対意見がBISに寄せられたため、2006年5月にこの勧告には応じないことを決定・公表した。(BISに寄せられたパブリック・コメントの総数は311とのことであり、Borman 副次官補はこれを“Tsunami”と表現。)

これを機会として、みなし輸出制度の総合的な検討の必要性が明らかになったため、2006年5月に12人の有識者から成るみなし輸出規制諮問委員会を設立し

た。委員長は、元ロッキード・マーチン社長兼CEOのMr. Norman Augustine 及びテキサスA&M社長のMr. Robert Gatesであったが、Mr. Gatesは2006年11月に国防総省長官に任命されたので、現在の委員長はMr. Augustineだけであり、委員数は11名。

- b) みなし輸出規制諮問委員会は、現在までに、みなし輸出規制及びそれに関連する技術移転、ビザ等のあらゆる問題を総合的に検討している。さらに、シリコンバレーのハイテク企業や、マサチューセッツ工科大学、シカゴ大学等を訪問し、実地調査も行っている。
- c) 2007年末までに勧告(Recommendations)を公表する予定。

(II. 2. 6. (4)参照)

### III. 1. 10. 競争力及び国家安全保障のための企業連合」の要望書へのBISの対応

#### (1) CISTECのBISへの質問

2007年3月に全米の8主要産業団体から構成される「競争力及び国家安全保障のための企業連合」(The Coalition for Security and Competitiveness)が設立され、各産業団体のトップが署名した輸出管理改善要望書をブッシュ大統領宛に提出しているが、その要望内容に対するBISの検討状況を教えてもらいたい。

#### (2) Borman 副次官補回答

要望事項の多くにつき、既に、実施のための準備をしている。米国政府として、2007年末までに、回答を公表する予定。(2008年1月末現在 未公表)

### III. 1. 11. Commerce Control List(CCL)(規制品目リスト)の体系的見直しの状況

#### (1) CISTECのBISへの質問

BISは本年7月にFederal Registerにおいて、題記の体系的見直し(Systematic Review)についてのパブリック・コメントを求めているが、現在の状況について教えてもらいたい。

#### (2) Borman 副次官補回答

現在までに30以上のコメントを受領している。毎年、ワッセナー・アレンジメント等の国際レジームでの検討結果に基づき、CCLを網羅的に見直しているが、体系的に見直していたとは言い難い。従って、CCLの具体的な改訂必要事項のみならず、その点についても意見を求めた。2007年末までに体系的な見直しの方法を確定させ、2008年から、その方法に従って、見直しを行うようにしたい。

### III. 2. 財務省海外資産管理局 (O F A C)

[面会者] :

- Mr. Adam Szubin, Director, Office of Foreign Assets Control (OFAC), Department of the Treasury

- Ms. Barbara Hammerle, Deputy Director, OFAC
  - Ms. Elizabeth Farrow, Assistant Director, OFAC
  - Mr. Michael Boriboon, Compliance Officer, OFAC
- [日 時] : 11月13日(火) 14:00~16:00
- [場 所] : 財務省海外資産管理局 会議室  
1500 Pennsylvania Ave., N.W Washington DC 20220
- [提供資料] : ① 「Meeting between OFAC & CISTEC」  
② 「Activities of CISTEC」  
③ 「Export Control of Japan」  
④ 「Overview of Japan's Export Control」
- [受領資料] : ① Summary of Current Sanctions Programs

### III. 2. 1. CISTECの組織・活動の概要説明(CISTEC)

Szubin 局長より、「米国には CISTEC のような組織が無いので大変関心を持った。」とのコメントがあった。

### III. 2. 2. OFACによる制裁プログラム

#### (1) 包括的制裁プログラム

キューバ、イラン、スーダン、大量破壊兵器拡散防止、反テロ、麻薬取引禁止

##### ①キューバ(テロ支援国)向け規制

- ・米国からの輸出は許可が必要であり(EAR による規制)、米国企業・団体・個人の取引も許可が必要(OFAC による規制)
- ・米国以外の国からの EAR 対象品目の再輸出は許可が必要(EAR による規制)

##### ②イラン(テロ支援国)向け規制

- ・米国からの輸出、米国企業・団体・個人の取引は許可が必要(OFAC による規制)
- ・米国以外の国からの再輸出への規制(OFAC による規制)

-----2005年11月のCISTECとOFACの会合で説明した内容と変わりない。

##### (注)

上記会合で、1995年5月6日時点において米国からの輸出につき EAR 上許可が必要であった品目(1995年5月6日時点の ECCN 該当品目)の米国以外からの再輸出は OFAC の許可が必要との説明があった。

##### ③スーダン(テロ支援国)向け規制

- ・米国からの輸出は許可が必要であり(OFAC 及び EAR による規制)、米国企業・団体・個人の取引も許可が必要(OFAC による規制)
- ・米国以外の国からの EAR 対象の ECCN 該当品目の再輸出は許可が必要(OFAC 及び EAR による規制)

④大量破壊兵器拡散防止規制——米国大統領令 13382 により規制(後述)

⑤反テロ規制——米国大統領令 13224 により規制(後述)

(2) 限定制裁プログラム

シリア、北朝鮮、ビルマ、ダイヤモンド取引規制

シリア及び北朝鮮(テロ支援国) 向け規制

・米国からの輸出は許可が必要であり(EAR による規制)、米国企業・団体・個人の一定の取引も許可が必要(OFAC による規制)

・米国以外の国からの EAR 対象品目の再輸出は許可が必要(EAR による規制)

(3) 国連制裁・国際レジームに基づく制裁プログラム

バルカン、ベラルーシ、コートジボワール、レバノン、ジンバブエ

上記及び下記のように、米国は複数の政府機関(財務省、商務省、国務省等)が輸出管理を所管しており、その規制内容が複雑である。

### III. 2. 3. 米国大統領令 13382(大量破壊兵器拡散者及びその支援者の資産を凍結する大統領令)の趣旨・概要

(1) 規制の趣旨・目的

大量破壊兵器拡散防止の徹底を図るために 2005 年 6 月 28 日に制定。

(2) 規制の概要

①以下の a)-d) のいずれかに該当する企業・団体・個人が、米国に所有している若しくは将来保有することになる資産、又は米国企業・米国団体・米国人に所有若しくは支配してもらっている若しくは将来所有若しくは支配してもらうことになる資産を凍結し、その移転、支払い、輸出、引き出しその他の処分を禁止する。

----この資産凍結は、大量破壊兵器拡散防止のための有効かつ強力な手段。

(注)

・約 70(別名を除いた数)の企業・団体・個人が、本大統領令に基づき資産を凍結され、公表されている(“NPWMD”として財務省のウェブサイトで公表され、同省の Specially Designated Nationals(SDN) リストにも包含される)。そのほとんどが、英国、イス、中国、ロシア、アルメニア、UAE、イラン、シリア、北朝鮮、アフガニスタン等の非米国の企業・団体・個人である。

a) 本大統領令付属書に記載された企業・団体・個人。

b) 国務省が、財務省、司法長官及び他の関連省庁との協議に基づき、「大量破壊兵器拡散懸念企業・団体・個人・外国による大量破壊兵器拡散に実質的に貢献する又は実質的に貢献するリスクを生じさせる行為又は取引(大量破壊兵器の製造、獲得、保有、開発、移送、移転、利用のためのいかなる尽力をも含む)に関与した又は関与しようとした外国(非米国)企業・団体・個人」であると決定した者。

-----・非米国において EAR 対象品目が一切関係しない取引を行った非米国企業であっても、上記の規制対象になりうる。従って、EAR よりも規制がはるかに厳格。

「大量破壊兵器拡散の懸念を有する企業・団体・個人・外国による大量破壊兵器拡散」とは、大量破壊兵器拡散懸念国ではない国(例えば、英國、フランス、ドイツ)の政府機関による大量破壊兵器関連活動やその活動にかかわる企業・団体・個人の行為は含まない。

c)財務省が、国務省、司法長官及び他の関連省庁との協議に基づき、「上記(ii)に記載された行為又は取引のために又は本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人のために、金銭上、物質上、技術上若しくはその他の支援又は製品若しくはサービスを提供し、又は提供しようとした企業・団体・個人(米国のみならず外国(非米国)の企業・団体・個人も含む)」であると決定した者。

-----・非米国において EAR 対象品目が一切関係しない取引を行った非米国企業であっても、上記の対象になりうる。従って、EAR よりも規制がはるかに厳格である。

d)財務省が、国務省、司法長官及び他の関連省庁との協議に基づき、「本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人によって所有された若しくは支配された企業・団体・個人、又は本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人のために直接的若しくは間接的に行行為している若しくは行為していると主張している企業・団体・個人(米国のみならず外国(非米国)の企業・団体・個人も含む)」であると決定した者。

-----・「所有」とは、50%超の株式又は持分を保有している場合に認められる。

「支配」とは、50%以下の株式又は持分しか保有していない場合でも、その他の要素(トップ及び幹部の派遣状況、意思決定への実質的影響力等)と相俟って認定しうる。(例えば、10-20%の株式又は持分しか保有していない場合でも「支配」が認められる場合もあるし、20-30%の株式又は持分を保有している場合でも「支配」が認められない場合もある。)

②本大統領令によって凍結された資産についての、米国企業・団体・個人による又は米国内におけるいかなる取引も禁止する。

③本大統領令による禁止を回避する若しくは回避することを目的とする又は本大統領令による禁止に違反する、米国企業・団体・個人による又は米国内におけるいかなる取引も禁止する。

④本大統領令による禁止の違反についての共謀も禁止する。

なお、米国企業・団体・個人の場合、本大統領令に故意に違反すると、上記の資産凍結のみならず、刑事制裁(企業・団体——刑事罰金、個人——刑事罰金又は/及び禁固)も科せられる。

### III. 2. 4. 米国大統領令 13224(テロリズムの実施、実施の脅威、又は支援にかかる者の資産を凍結し、これらの者との取引を禁止する大統領令)の趣旨・概要

#### (1) 規制の趣旨・目的

テロ行為の防止の徹底を図るために 2001 年 9 月 24 日に制定。

#### (2) 規制の概要

以下の①-④のいずれかに該当する企業・団体・個人が、米国に所有している若しくは将来保有することになる資産、又は米国企業・米国団体・米国人に所有若しくは支配してもらっている若しくは将来所有若しくは支配してもらうことになる資産を凍結する。

①本大統領令付属書に記載された企業・団体・個人。

②国務省が、財務省及び司法長官との協議に基づき、「テロリズムを実施した又はその実施の実質的なリスクを生じさせた外国(非米国)企業・団体・個人」であると決定した者。

③財務省が、国務省及び司法長官との協議に基づき、「本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人によって所有された若しくは支配された企業・団体・個人、又は本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人のために直接的若しくは間接的に行行為している企業・団体・個人」であると決定した者。

④財務省が、国務省及び司法長官との協議に基づき、「テロリズム又は本大統領令に基づき資産を凍結された企業・団体・個人に関与(助力や金銭上、物質上、技術上の支援又はサービスの提供を含む)する企業・団体・個人」であると決定した者。

#### (注)

数百の企業・団体・個人が、上記の本大統領令に基づき資産を凍結され、公表されている (“SDGT” (Specially Designated Global Terrorist) として財務省のウェブサイトで公表され、同省の Specially Designated Nationals (SDN) リストにも包含される)。懸念国のみならず、英国、フランス、ドイツ、オランダ、イスラエル、デンマーク、北欧諸国、カナダ、米国、中国といった国々の企業・団体・個人もこの SDGT として多数掲載されている。

### III. 2. 5. 上記の大統領令 13382 及び大統領令 13224 に基づくイランへの制裁

2007 年 10 月 25 日に、財務省及び国務省が協力・連携し、大統領令 13382 に基づき、イランの革命防衛隊、その傘下の企業、個人、国防軍需省、複数の国営銀行等を NPWMD として指定・制裁し、また、大統領令 13324 に基づき、革命防衛隊の傘下のテロ支援組織、テロ支援を行っている銀行を SDGT として指定・制裁した。

これは、イランが大量破壊兵器開発・拡散及びテロ支援を継続・拡大しており、この確実な防止を図るためである。

財務省は、従来の特定懸念国に対する単独制裁に加え、上記のように、拡散行為・テ

ロ支援行為に、より的を絞った制裁(Targeted Conduct-Based Sanction)を重視するようになっており、従来の手法より効果的と見ている。前者の従来の手法では、制裁の効果に乏しいかあるいは逆効果となる対象にも影響が出るが、後者の手法では真に制裁すべき対象のみに効果が表れるためである。また、財務省が行う金融制裁は大きな効果を上げている。

### III. 2. 6. OFAC 規則違反行為への制裁

(1) OFACとの本会合を行った2007年11月13日時点においては原則として以下の通り。

- ・行政罰(民事罰)——5万ドル以下の罰金
- ・刑事罰——法人:50万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。  
個人:25万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。  
20年以下の懲役。

(刑事罰を科すのは、通常は故意があった場合)

(2) International Emergency Economic Powers Act ("IEEPA") の罰則規定(206条)の以下内容の2007年10月16日付改正は、その改正内容を反映するOFAC通知又はOFAC規則改正があるまでは、現在の罰則規定に影響しない。

2007年10月16日付の改正 IEEPA の罰則規定内容は以下の通り。

- ・行政罰(民事罰)——25万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。
- ・刑事罰——法人:100万ドル以下の罰金。  
個人:100万ドル以下の罰金。20年以下の懲役。
- ・上記の行政罰(民事罰)、刑事罰の改正規定共に、違反行為が IEEPA 改正前になされていても、その改正時点(2007年10月16日)において制裁がなされていない場合は適用される。

(注1)

OFACとの本会合後に出された2007年11月27日付のOFAC通知により、行政罰(民事罰)については、上記(2)に記載の改正 IEEPA の罰則規定(25万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金)が、OFAC規則の違反にも適用されることになった。(なお、以前の違反行為であっても2007年10月16日時点においてその制裁の通知がなされていない場合は、原則としてこの改正規定が適用される。)

ただし、刑事罰については、改正 IEEPA の罰則規定内容を反映する OFAC 通知も OFAC 規則改正もなされていないので、現在の制裁上限は上記(1)に記載の内容のままである。すなわち、OFAC 規則違反についての現在の制裁内容は原則として以下の通り。

- ・行政罰(民事罰)——25万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。
- ・刑事罰——法人:50万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。  
個人:25万ドル以下又は取引額の2倍のいずれか大きい方の額の罰金。

20 年以下の懲役。

(注 2)

なお、商務省所管の EAR(米国輸出管理規則)の違反行為については、上記(2)に記載の改正 IEEPA の罰則規定及び従来の 18USC3571(Sentence of Fine)が直接適用され (EAR764.3(b)(Criminal Sanctions)の Note1)、实际上もその旨の商務省通知が出されている。すなわち、EAR 違反についての現在の制裁内容は原則として以下の通り。

- ・行政罰(民事罰)——25 万ドル以下又は取引額の 2 倍のいずれか大きい方の額の罰金。

最長無期限の Denied Persons List 掲載処分(輸出禁止処分)

- ・刑事罰——法人:100 万ドル以下又は取引額の 2 倍のいずれか大きい方の額の罰金。  
個人:100 万ドル以下又は取引額の 2 倍のいずれか大きい方の額の罰金。

20 年以下の懲役。

### III. 2. 8. 違反事実の自主開示(Voluntary Self Disclosure)

違反事実を自主開示した場合、それを理由に制裁内容を軽減しうる。

# CISTEC

*Center for Information on Security Trade Control*  
4th Floor, Shin-Toranomon Jitsugyo Kaikan,  
1-21 Toranomon 1-chome, Minato-Ku, Tokyo 105-0001, Japan  
Tel:+81(0)3-3593-1148 <http://www.cistec.or.jp>

November 7, 2007

Mr. Mario Mancuso  
Under Secretary for Industry and Security  
U.S. Department of Commerce

## CISTEC's Requests to BIS on the U.S. Reexport Control

Dear Mr. Mancuso:

Thank you for your acceptance of the CISTEC delegation's meeting with you and the other BIS's senior management officials on November 15, 2007.

Concerning the above-captioned matters, first of all, we would like to express our gratitude to the U.S.'s understanding of Japanese concerns regarding the operation of the reexport control system and the U.S.'s efforts to settle the issues. These U.S.'s understanding and efforts are stated in the "THIRD REPORT TO THE LEADERS ON THE U.S.-JAPAN REGULATORY REFORM AND COMPETITION POLICY INITIATIVE" dated June 8, 2004 and the "SIXTH REPORT" on the same dated June 6, 2007, which were jointly written and published by both the U.S. government and Japanese government.

We would be very grateful if BIS would accept CISTEC's following requests and thereby further enhance the U.S. entire reexport control systems.

### 1. Our ultimate request

We would like to ask BIS to exempt countries which are members of all of export control treaties/multilateral regimes and also have established appropriate export control laws/systems (e.g. Japan) from U.S. re-export control.

Alternatively, it would be also appreciated if BIS would create a new license exception for reexports from countries which meet the above-mentioned criteria in the EAR (Export Administration Regulations), as requested in "Recommendations for Modernizing Export Controls on Dual Use Items" dated March 6, 2007 of the "Coalition for Security and Competitiveness" formed by the U.S. leading industrial associations, such as NAM, AeA, and so on.



## **2. Our requests as transitional measures**

### **2.1. US exporters' legal obligation to provide ECCN**

As a transitional measure, we would like to ask BIS to stipulate as soon as possible in the EAR the US exporters' legal obligation to provide the importers with the classification information (e.g. ECCN), as requested by "RECOMMENDATIONS BY THE GOVERNMENT OF JAPAN TO THE GOVERNMENT OF THE U.S. REGARDING REGULATORY REFORM AND COMPETITION POLICY" dated October 24, 2003 and December 5, 2006.

The reasons are as follows:

- (i) Although "Best Practice for Transit, Transshipment, and Reexport of Dual Use Items subject to the EAR" published by BIS on November 23, 2008 requests exporters to provide the ECCN to the end users and the ultimate consignees, this guideline stipulates that it creates no legal obligation to comply with such best practices.
- (ii) In order for our non-US companies to sufficiently comply with the re-export control regulations by the EAR, it is indispensable for them to receive the EAR classification information (i.e. Whether the items are EAR99 or ECCN item?; In case of a ECCN item, what is the specific ECCN of the item?) as to the items exported from the US exporters. However, there are many cases where US companies are reluctant to provide the non-US importers with the EAR classification information mainly because the EAR does not oblige US exporters to do so.
- (iii) Under the EAR § 748.3, anyone can ask BIS about the classification and receive the BIS's reply. Due to this BIS's assistance, the stipulation of the above-stated US exporters' legal responsibilities would not cause a heavy burden on the US exporters. On the contrary, non-stipulation of the above-stated US exporters' legal responsibilities would substantially force the non-US importers to spend much time in confirming BIS's classification judgment, which would be a heavy burden on non-US importers because non-US importers do not have sufficient information on the items provided by the US exporters. Considering US exporters have much more information on their own items to be exported than the non-US importers, we believe it fair to stipulate the above-stated US exporters' legal responsibilities and thereby to have the US exporters confirm BIS's judgment under the EAR § 748.3 in difficult cases without shifting the task to non-US importers.



## 2.2. U.S. Industries' Recommendations

The above-mentioned "Recommendations for Modernizing Export Controls on Dual Use Items" dated March 6, 2007 of the "Coalition for Security and Competitiveness" make recommendations on various EAR issues in addition to its above-stated recommendations on a new license exception. We think these recommendations on the EAR are also important and reasonable and thus would like to ask BIS to accept them as much as possible.

## 3. Background of the CISTEC's requests above

### 3.1 Our Japanese companies' efforts and burdens for complying with the EAR

Japanese companies spend a long time and large cost in complying with the EAR (e.g. education and training to the employees, including making the internal EAR textbooks or manuals in Japanese language). According to the results of the questionnaire survey to major companies, in general, the cost for coping with the EAR is 10% to 30% of the entire export control cost.

### 3.2 Avoidance of the purchase or adoption of US origin items due to the EAR reexport control

We non-US companies are sometimes substantially forced to avoid the purchase or adoption of US origin items and replace them with non-US origin items, even at the stage of the design (i.e. "design out"), for the purpose of reducing the time and human cost to be caused by coping with the EAR and avoiding the risk of the violation of the EAR.

(Note):

Although CISTEC tried to precisely estimate the value amount of the above-mentioned avoidance and replacement of US origin items by Japanese industries, it was practically very difficult to do so.

Therefore, instead of showing the value amount, we would like to show the actual examples of Japanese industries in the attachment.

### 3.3 Loss of the business chances due to the EAR reexport control

Furthermore, there are some cases where we non-US companies are substantially forced to give up the reexport businesses which are involved with the items subject to the EAR in order to reduce the time and human cost and avoid the risk of the violation of the EAR.



3.4 CISTEC and JMC's efforts for enhancing the Japanese industries' awareness of the EAR

- (i) CISTEC and JMC (Japan Machinery Center for Trade and Investment) publish the following useful EAR guidebooks.
- "Beginner's Guide for the US Reexport Control" (published by CISTEC)
  - "Q&A/Case Study on the US Export and Reexport Control" (published by CISTEC)
  - "Explanation of EAR Violation Cases" (published by CISTEC)
  - "Guidance for Experienced Export Control Personnel on the US Reexport Control" (published by JMC)
- (ii) CISTEC also holds various seminars and training courses on the EAR for Japanese companies, the lecturers of which are EAR experts of Japanese companies and a U.S. lawyer.

Thank you for your understanding and assistance.

Sincerely yours,

A handwritten signature in black ink that reads "Tsutomu Oshida".

Tsutomu Oshida  
Executive Managing Director  
Center for Information  
on Security Trade Control (CISTEC)

## Attachment

### Japanese industries' actual examples of avoidance or replacement of U.S. origin items due to the U.S. reexport control

#### [Example 1]:

- The entire non-U.S. origin items exported from Japan:
  - Plasma cleaning equipment (\$125,000 - \$165,000 per each)
- U.S. origin item which was avoided and replaced with non-U.S. origin items for the incorporation into the above-mentioned non-U.S. origin plasma cleaning equipment:
  - U.S. origin pressure transducer (ECCN: 2B230) (\$1,700 per each)
    - This was replaced with Liechtenstein origin one.

#### · Reasons of the avoidance/replacement:

----- The pressure transducers themselves sometimes need to be exported to the customers from Japan for the maintenance of the plasma cleaning equipment. However, as for the U.S. origin pressure transducer (ECCN: 2B230), although APR (EAR740.16(j)) is applicable in case of the reexport from Japan to designated countries, the reasons for control are NP Column 1 and AT Column1 and also the license exceptions LVS, GBS or CIV are not applicable (N/A) at all under the Commerce Control List of the EAR. Therefore, there are various possible cases where none of license exceptions are applicable and thus the reexport would require license.

#### [Example 2]:

- The entire non-U.S. origin items exported from Japan:
  - Routers (\$42,000 per each)
- U.S. origin item which was eliminated from the above-mentioned non-U.S. origin routers:
  - U.S. origin encryption software (ECCN: 4D003) (\$25 per each)
- Reasons of the elimination/avoidance:
  - Although it was indispensable to precisely confirm the license exception status of the above-mentioned U.S. origin encryption software (ECCN: 4D003) for complying with the EAR, it was practically difficult to do so.

#### [Example 3]:

- The entire non-U.S. origin items exported from Japan:
  - Solar batteries for artificial satellites
- U.S. origin item which was avoided and replaced with non-U.S. origin items for the incorporation into the above-mentioned non-U.S. origin solar batteries
  - U.S. origin cover glass
    - This was replaced with U.K. origin one.
- Reasons of the avoidance/replacement:
  - For reducing the burdens of the confirmation of ECCN of the U.S. origin cover glass and also decreasing the time and human cost for coping with the EAR.

<一部抜粋>

---

米国の規制改革及び競争政策に関する  
日本国政府の要望事項

---

平成18年12月5日

## VIII. 域外適用

国内法の域外適用は一般国際法上許容されないが、米国の再輸出規制や制裁法といった国内法に基づく措置の中には、国内法の域外適用のおそれがあり、WTO協定との整合性でも問題となる可能性があるものがある。日本国政府としては、引き続き米国と協力して、輸出管理には万全の体制で臨むところではあるが、米国内法の域外適用によって日本企業が不利益を被ることは看過できるものではなく、再輸出規制及び制裁法につき、以下のとおり改善を求める。

### 1. 再輸出規制

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、2002年の大量破壊兵器に係るキャッチ・オール規制の導入を含め、厳格な輸出管理制度を採用し、実施してきている。また、輸出管理の強化・維持には輸出相手国の協力も必要との観点から、アジア諸国を中心にアウトリーチ活動を積極的に実施するなど、地域における輸出管理体制強化を図ってきてている。このように、日本は厳格な輸出管理を実施していることから、米国が日本からの再輸出について日本の輸入者（再輸出者）に対し、規制を行わなければならない根拠は乏しいと考えられる。日本国政府は、米国政府に対し、同規制の適用から日本の輸入者（再輸出者）を除外することを求める。

また、日本の輸入者（再輸出者）にとっては、米国の輸出者から米国産品に関する十分な情報を得られないことにより、当該米国産品の再輸出に際して、規制品目の特定や規制の該非判定等が大きな負担になるとともに、健全な貿易取引が阻害されるという重大な問題を招いている。については、再輸出規制からの適用除外が困難な場合の当面の措置として、日本国政府は、米国政府に対し、米国輸出管理当局が許可（ライセンス）を付与する案件については、日本の輸入者（再輸出者）に輸出管理品目番号（ECCN）を含む品目情報の十分な提供を行うよう米国の輸出者に義務付けることを改めて強く求める。

### 2. 制裁法

米国の制裁法に基づく制裁措置は、米国企業のみならず世界中の企業による制裁対象国への投資意欲や当該国との経済関係構築を大きくかつ不当に萎縮させるものである。また、法的にも、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これら全ての観点から、日本国政府は、規制改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきたが、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

日本国政府は、米国政府に対し、以下の制裁法について、国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用を差し控えるよう求める。

<一部抜粋>

**日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する  
日米両首脳への第六回報告書**

2007年6月6日

2001年6月に始められた「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、現在6年目を終えようとしている。イニシアティブは、規制改革を通じて経済成長を促進するための二国間のフォーラムとして設置された。イニシアティブは毎年、広汎な分野別及び分野横断的な事項を扱い、成果は首脳への報告書を通じて年一回報告される。

イニシアティブは、日米両政府間の双方向の対話の原則に基づいている。

2006年12月の両政府間での要望書の交換の後、このイニシアティブの下に設置された作業部会は、知的財産権、流通、特殊法人の民営化、情報技術、競争政策、貿易投資関連措置、商法、電気通信、領事事項及び医療機器・医薬品を含む主要な分野における改革について議論を行ってきた。2007年4月には、このイニシアティブの下に提起された一連の問題を一層前進させるため上級会合も開催された。

作業部会及び上級会合の後、それぞれの政府の要望に対応する前進を記録するとともに、将来採られことになる措置を明確にするために、この首脳への報告書は作成された。

今回の首脳への第六回報告書は、規制に関する決定を早めさせ、透明性を高め、市場アクセスを改善させ、競争を強化し、ビジネスの障壁を低減させ、そして個人情報を保護するのに寄与する改革を含む、幅広い問題にわたる前進を提示している。報告はまた、模倣品及び海賊版の問題に対処するため、また、アジア大洋州地域においてより高度な規制及び透明性の基準の実施を促進するための共同措置も反映している。両政府は、二国間、地域及び多国間の議論の場における協力を引き続き向上させていく決意を確認する。

両政府は、更に規制改革を促進する決意を再確認するとともに、いずれかの政府の要請に基づき、双方の都合の良い時期に、この報告書に含まれている措置を取り上げるために会合する。

(<http://www.epa.gov/epaoswer/csw/stateweb.htm>)は、固体及び有害廃棄物の管理の規制並びにガイドラインに関する各州の情報へのアクセスを提供している。同様に、EPAの米国環境コンプライアンス支援クリアリングハウス(<http://cfpub2.epa.gov/clearinghouse/index.cfm>)は、廃棄物管理と他の問題の両者に関する州レベルの環境規制へのアクセスを提供し、民間部門による環境規制の理解と遵守を助ける他のツールも提供している。

4. EPAは、州および地方のパートナーに、基準設定、執行、遵守に関する情報を含めて、環境マネジメントのベストプラクティスに関する情報を引き続き提供していく。またEPAは、州レベルの環境規制の比較を容易にする一元的なポータルサイトを作るという日本国政府の要請にもとづき、EPAのウェブサイトを通じて州レベルの規制へのアクセスを向上させることの可能性を引き続き検討していく。

#### D. 飼料規制及びサーベイランス

米国政府は、日本国政府と協力して、これらの問題について、科学に基づいた解決に向けて努力する。

#### **III. 域外適用**

##### A. 再輸出規制

1. 米国の再輸出規制は、すべての国々に適用され、これらの規制の策定と実施を定める米国の法律は、いかなる特定の国に対しても免除を認めていない。しかし産業安全保険局(BIS)は、米国の再輸出規制に関する日本国政府の要望に対応して、以下のことを行った。

- a. 2003年、日本語に翻訳した再輸出ガイダンスを同局のウェブサイトに掲載した。
- b. 特に再輸出規制に焦点を当てた2日間の教育的なアウトリーチセミナーを2007年2月東京で開催した。
- c. BISの日本語ウェブサイトに掲載された情報が使いにくい部分があるという懸念について日本国政府から具体的な事例が示された場合には、可能な限り改善を促進するという意志を表明した。

2. 米国の企業には顧客へ輸出管理品目番号(ECCN)を提供する米国の法的義務はないが、BISは、以下を含め、米国の輸出者がこの情報を提供する別の方法を検討している。

- a. ECCN を提供することが優れた顧客サービスであるということを、技術諮問委員会(TAC)のうちの 1 つを通じて産業界に提案しており、今後 6 つの TAC すべてに対してこの提案を行っていくことを検討する。
- b. 電子的な品目番号請求フォームに、同局のウェブサイトで ECCN を公開することの可否を申請者に尋ねるための記入欄を追加するという可能性について検討を開始した。

## **B. 制裁法**

1. イラン制裁法：米国政府は、米国の貿易相手国の懸念を真剣に受け止める。日本国政府から提起された問題点への回答として、米国は、イラン制裁法（かつてのイラン・リビア制裁法）はイラン石油部門に対する投資に反対する米国の政策を反映したものであり、法の規定は同法の対象とされている活動を行った者に対して適用されるのであり、国籍による区別は無いことを述べた。同法が米国の国際法上の義務と整合的な形で適用されるべきとの問題意識を米国議会が有していることは、同法の立法経緯が示している。米国政府は、日本国政府との対話を歓迎する。

2. 1996 年キューバの自由と民主主義連帯法（ヘルムズ・パートン法）：

a. 米国政府は、1996 年キューバの自由と民主主義連帯法に関する日本国政府の懸念を理解する。同法の制定以降、大統領は本法第 3 章（没収財産に関する取引を行った者に対し、民事訴訟を提起することを認める）の適用延長が米国の国益にとって必要であり、キューバの民主主義への移行を促進するとの認識に基づき、6 か月ごとに第 3 章の実施停止期間を延長してきている。適用延長の期間は同法 306 条の規定で決められており、6 か月を超える延長を一度に行うことはできない。

b. 直近では、2007 年 1 月 17 日に、大統領が同法に則り、同法第 3 章の実施停止期間を 2007 年 2 月 1 日から更に 6 か月延長する旨の書簡を議会に発出した。

3. 地方レベルの制裁法：米国政府は、州及び地方政府による制裁措置を真剣に受け止め、これらを注視している。ここ何年もの間、米国政府は、州及び地方レベルでの制裁の取組みが連邦政府の外交政策を支持するものとなることを確保すべく、州及び地方政府に働きかける多大な努力を行ってきている。米国政府は、その国際的な義務及び政策上の懸念を十分考慮し、今後も必要な場合にこうした努力を継続する。

## **IX. 競争政策一反トラスト法適用除外**

A. 2007 年 4 月 2 日、反トラスト法近代化委員会（AMC）は、連邦反トラスト法が近代化

<一部抜粋>

**米国の規制改革及び競争政策に関する  
日本国政府の要望事項**

平成 19 年 10 月 18 日

## VII. 輸出関連規制

### 1. 輸出許可に係る迅速な手続及び透明性の確保

国務省の輸出許可が必要な米国製品の輸出に関しては、昨今、従来と比較して審査期間が長期化している。過去に申請・許可を受けた同じ製品・用途であっても、以前と異なるより詳細なデータの提出を要求される等、審査の基準は依然不明確である。

また、申請後数ヶ月間経っても審査の担当者が決定されない、申請後数ヶ月経つてから新たな資料を要求される等、審査が迅速に行われておらず、これにより、納入遅延等日本企業の活動に多大な影響を与えてい。

については、日本国政府は、米国政府に対し、日米の緊密な関係に鑑み、日本企業への米国製品の輸出にかかる輸出許可に関し、審査期間を定める等制度の運用の透明性を高めるとともに、審査期間の短縮を求める。

### 2. 再輸出規制

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、2002年の大量破壊兵器に係るキャッチ・オール規制の導入を含め、厳格な輸出管理制度を採用し、実施してきている。また、輸出管理の強化・維持には輸出相手国の協力も必要との観点から、アジア諸国を中心にアウトリーチ活動を積極的に実施するなど、地域における輸出管理体制強化を図ってきている。このように、日本は厳格な輸出管理を実施していることから、米国が日本からの再輸出について日本の輸入者（再輸出者）に対し、規制を行わなければならない根拠は乏しいと考えられる。日本国政府は、米国政府に対し、同規制の適用から日本の輸入者（再輸出者）を除外することを改めて求める。

また、日本の輸入者（再輸出者）にとっては、米国の輸出者から米国製品に関する十分な情報を得られないことにより、当該米国製品の再輸出に際して、規制品目の特定や規制の該非判定等が大きな負担になるとともに、健全な貿易取引が阻害されるという重大な問題を招いてい。日本国政府は、第六回報告書において報告された米国政府による措置を歓迎してはいるが、米国政府に対し、米国輸出管理当局が許可（ライセンス）を付与する案件については、再輸出規制からの適用除外が困難な場合の当面の措置として、日本の輸入者（再輸出者）に輸出管理品目番号（ECCN）を含む品目情報の十分な提供を行うよう米国の輸出者に義務付けることを改めて求める。

加えて、第六回報告書において、米国政府は、「電子的な品目番号請求フォームに、同局（米国商務省産業安全保障局）のウェブサイトでECCNを公開することの可否を申請者に尋ねるための記入欄を追加するという可能性について検討を開始した。」と報告しているが、この進捗状況についての情報提供を要望する。